

証券コード：3933  
2023年6月14日  
(電子提供措置の開始日 2023年6月7日)

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番24号  
チエル株式会社  
代表取締役社長 栗田 輝

## 第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第26期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.chieru.co.jp/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、当社名(チエル)又は証券コード(3933)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

議決権の事前行使にあたっては、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、2023年6月28日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

3頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日(木曜日)午前10時00分  
(受付開始時間は午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所 東京都品川区東品川二丁目2番24号  
天王洲セントラルタワー27階 「ホール27」

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第26期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第26期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第2号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

### 4. その他招集にあたっての決定事項

- ・議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取扱い  
各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ・株主総会にご出席の株主様にお渡ししておりましたおみやげは、株主の皆様の公平性への配慮から、廃止させていただいております。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
- ・今後、株主総会実施の変更点が生ずる場合は、当社ウェブサイトにて掲載することによりお知らせいたします。

<https://www.chieru.co.jp/ir/>

# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

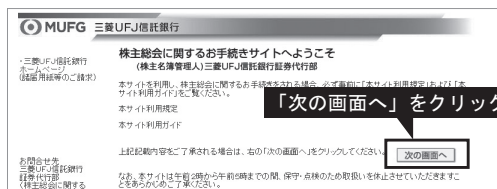
2023年6月28日(水曜日)午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



## 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

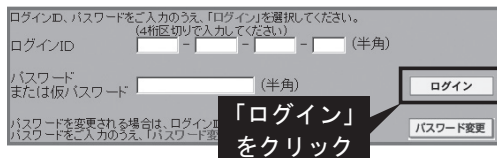


スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」を入力することなく議決権行使サイトにログインできます。

議決権行使書用紙

※QRコードは株式会社ウェブの登録商標です。

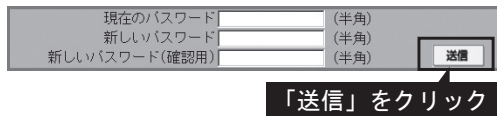
## 2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



### ！ ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

## 3 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社  
証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027  
(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

# 事業報告

(自 2022年4月1日)  
至 2023年3月31日)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

#### ① 経営成績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けつつも、経済社会活動の正常化が進み、景気持ち直しの動きが見られました。

学校教育を取り巻く環境としては、新たな「学習指導要領」の実施が小学校・中学校・高等学校と順次進行するとともに、ICT環境整備に関する各種の施策を受けて、学校におけるICTの整備・利活用が本格化しております。特に小学校・中学校・高等学校にあつては、文部科学省より「学校教育情報化推進計画」及び「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（改訂版）」が示されるなど、情報セキュリティ対策も含めた環境整備の推進が依然図られている状況です。また、大学においても、同様の整備が進む中で、ハイフレックス型の授業が浸透するなど、デジタルイノベーションが進行しております。

対面型イベント等を企画する進路市場においては、コロナ禍前の水準には達しないものの、感染予防対策を徹底しつつ、進路相談会が開催できる状況へと戻りつつあります。

このような市場動向のもと、当連結会計年度の売上高は3,866,973千円（前年同期比5.6%減）、営業利益は618,729千円（前年同期比4.3%増）、経常利益は620,990千円（前年同期比4.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は423,269千円（前年同期比10.5%減）となりました。

## ② セグメントごとの経営成績

セグメントごとの経営成績は次の通りです。

### (学習部門)

学習部門においては、授業支援ツール「InterCLASS Cloud」や運用管理ツール「InterCLASS Console Support」など小学校・中学校市場向けサービスの契約負債が利用期間に応じて振り替わることで、前期に引き続き安定的な収益基盤を維持しております。また、高等学校・大学市場ではオンライン授業支援・語学学習支援システム「CaLabo MX」の受注が伸びております。また、当連結会計年度より、2022年8月に株式取得を行った株式会社東京音楽鑑賞協会の業績を連結の範囲に含めております。しかしながら、前期に受注した受託開発案件の反動により、前年同期比での増収は小幅となりました。

この結果、売上高は1,666,118千円（前年同期比3.0%増）、セグメント利益は618,881千円（前年同期比2.4%増）となりました。

### (進路部門)

進路部門においては、前期に決算日を変更した株式会社昭栄広報の業績に関し、前連結会計年度は2021年1月1日から2022年3月31日までの15か月間を計上しておりましたが、当連結会計年度は2022年4月1日から2023年3月31日までの12か月間を計上しております。この連結対象期間の違いから前年同期比減収となった一方、緊急事態宣言が度々発令された前期に比べ進路相談会の開催件数が増加したことにより前年同期比増益となりました。

この結果、売上高は1,126,151千円（前年同期比11.9%減）、セグメント利益は102,386千円（前年同期比185.8%増）となりました。

### (情報基盤部門)

情報基盤部門においては、小中市場向けフィルタリングツール「InterCLASS Filtering Service」が前期に引き続き安定的な収益基盤を維持した他、無線LAN最適化ソリューション「Tbridge」の受注が堅調に増加した一方で、前期に受注した大学における大規模なシステム構築案件の反動により、売上高は1,074,703千円（前年同期比10.4%減）、セグメント利益は340,424千円（前年同期比22.0%減）となりました。

\* 財産及び損益の状況

区分		第23期 2020年3月期	第24期 2021年3月期	第25期 2022年3月期	第26期 2023年3月期 (当連結会計年度)
売上高	千円	3,186,605	4,082,713	4,095,498	3,866,973
経常利益	千円	234,402	490,434	647,585	620,990
親会社株主に帰属する 当期純利益	千円	154,352	360,629	472,717	423,269
一株当たり当期純利益	円	20.10	46.60	61.91	56.54
総資産	千円	3,031,414	5,585,679	6,384,002	6,701,849
純資産	千円	1,632,311	2,003,005	2,142,093	2,525,563
一株当たり純資産	円	211.63	255.23	281.38	335.16

(注) 一株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。一株当たり純資産は期末発行済株式数により算出しております。また、2020年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っておりますが、第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して一株当たり当期純利益及び一株当たり純資産を算定しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の主な設備投資は、研究開発部門における製品開発を中心とする総額180,542千円の投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式の取得の状況

2022年8月31日付の株式取得により株式会社東京音楽鑑賞協会を、2023年3月31日付の株式取得により株式会社南海MJEを、それぞれ当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の出資 比率(%)	主要な事業 の内容
沖縄チエル株式会社	10,000	100.0	教育用ソフトウェアの販売
株式会社コラボレーションシステム	10,000	100.0	学校におけるシステム運用・監視などのパッケージソフトの開発及び販売
株式会社昭栄広報	25,000	100.0	高校における進路相談会の実施
株式会社東京音楽鑑賞協会	10,000	100.0	音楽演奏会の企画・斡旋
株式会社南海MJE	10,000	70.0	教育用機械器具・教材の販売、OA機器の販売・保守
株式会社VERSION2	20,000	100.0	教育用ソフトウェア企画、開発及び販売

③ 持分法適用会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の出資 比率(%)	主要な事業 の内容
株式会社エディト	49,950	20.0	出版物・印刷物の企画・制作、広告代理業務など
セーバー株式会社	50,000	30.0	WebRTCを活用したシステム開発・コンサルティング
株式会社ダイヤ書房	99,000	20.0	教科書、教材販売、各種検定受付等、教育に関する商材の販売
ワンビ株式会社	67,000	21.9	データ消去関連製品・サービスの開発・販売

## (6) 対処すべき課題と施策

### ① 教育ICT分野における新しい技術・製品への対応

日本の情報通信環境において、今やスマートフォンやタブレット端末は携帯情報端末として広く定着し、無線LANなどの通信インフラの充実を背景にクラウドサービスが急速に普及しました。次世代通信規格「5G」のサービス開始や個人所有の端末を企業や学校に持ち込んで使用する「BYOD」環境の普及など、通信インフラ・デバイス・サービスの3つの要素は、相互に影響を及ぼしながら今も急速な進化を続けています。

当社グループでは、こういった新しい技術や製品が教育市場にどのように影響を与えるのか慎重に見極めながら、多様化するデバイスの特性を生かしたサービスや、クラウドサービスに対応した教材など、新しい製品や教材の開発・提供に積極的に取り組んでまいります。

### ② 販売代理店との関係構築と販売力の強化

当社グループは全国に営業拠点を設置し、地域に密着した営業に努めております。エンドユーザーである各地の教育委員会や大学への情報提供や提案はもちろんですが、商品・製品の販売を広げていくためにはエンドユーザーの入札に参加する販売代理店との関係構築が極めて重要と考えております。

展示会への出展や情報冊子（チエルマガジン）の配布のほか、パートナー制度の充実や自社セミナーの開催などにより、密にコミュニケーションを取り、協業を進め関係を強化するための施策を実行してまいります。

### ③ 製品及び販売チャネルのグローバル展開の拡大

国内の文教市場は少子化の影響により長期的には縮小が見込まれております。一方、文教ICT市場で日本を先行する北米や、経済成長が著しい東南アジア諸国など、海外での販売を拡大するため、海外市場に対応した製品ラインナップの強化と販売チャネルの開拓に取り組んでまいります。

### ④ 優秀な人材の獲得・育成と、組織体制の充実

当社グループが事業を拡大し成長を続けるためには、グループ各社間の協業によるシナジーの創出や、本社機能の統合及び共有による効率化が重要であると考えております。これを達成するために、各業務部門に相応の専門性やスキルを有する優秀な人材を確保することが重要な課題であり、採用活動や人事評価制度の充実等による人材マネジメントを強化してまいります。

また事業規模に応じた内部管理体制やコーポレート・ガバナンスのより一層の充実にも取り組んでまいります。



## (7) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社6社（沖縄チエル株式会社、株式会社コラボレーションシステム、株式会社昭栄広報、株式会社東京音楽鑑賞協会、株式会社南海MJE、株式会社VERSION2）、関連会社4社（株式会社エディト、サーバー株式会社、株式会社ダイヤ書房、ワンビ株式会社）の計11社で構成されております。

教育ICT事業を行っており、報告セグメントにつきましては「学習部門」、「進路部門」及び「情報基盤部門」の3つに区分しております。

各セグメントの事業概要は次のとおりとなります。

### ① 学習部門

学習部門は、主に文教市場（小学校、中学校、高校、大学及び専門学校）や企業向けに、授業・講義支援システム及びデジタル教材の企画・開発・製造・販売を行っております。

高校・大学市場においては、主に学内のLL・PC教室や講義教室、アクティブ・ラーニング教室において活用される講義支援プラットフォームや、生徒・学生が講義室外でも学習を行うための教材配信プラットフォーム及びデジタル教材の提供を行っております。

小学校・中学校市場においては、主に学内PC教室や普通教室において活用される授業支援プラットフォームや、教員用提示デジタル教材、児童生徒用デジタル教材を提供しております。

また、企業向け市場においては、主に高校・大学市場において実績のあるブレンド型LMS（ラーニング・マネジメント・システム）を提供しております。

### ② 進路部門

進路部門は、高校生の職業・進路選択に役立つ情報・サービスを提供いたします。高等学校に対して、大学・短期大学・専門学校を集めた進学相談会の企画・実施や、進学情報誌の企画・制作・配布を行っております。

### ③ 情報基盤部門

情報基盤部門は、主に文教市場（小学校、中学校、高校、大学及び専門学校）や自治体向けに、情報セキュリティ対策のソフトウェアや運用管理ソリューションの企画・開発・仕入・製造・販売を行っております。

情報セキュリティ対策のソフトウェアとしてはウイルス対策ソフトやWebフィルタリングソフト、システムリカバリソフトなどの提供を行っております。

運用管理ソリューションとしては、一元運用管理を支援するICT運用支援機能や、ID/パスワードをはじめとするユーザー情報を一元管理する統合ID管理機能を備えたシステムなどの提供を行っております。

(8) 主要な営業所

① 当社

本社	社	東京都品川区東品川二丁目2番24号
札幌営業所	所	北海道札幌市中央区南2条西九丁目1番2号
仙台営業所	所	宮城県仙台市青葉区大町一丁目4番1号
首都圏営業所	所	東京都品川区東品川二丁目2番24号
名古屋営業所	所	愛知県名古屋市中区錦一丁目18番11号
大阪営業所	所	大阪府大阪市西区土佐堀一丁目5番11号
広島営業所	所	広島県広島市南区京橋町1番7号
福岡営業所	所	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目4番17号
沖縄営業所	所	沖縄県浦添市屋富祖一丁目6番3号

② 子会社

沖縄チエル株式会社	社	沖縄県浦添市屋富祖一丁目6番3号
株式会社コラボレーションシステム	株	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目4番17号
株式会社昭栄広報	株	本社：東京都千代田区麴町一丁目7番2号 大阪支社・名古屋支社・仙台支社・福岡支社
株式会社東京音楽鑑賞協会	株	東京都新宿区高田馬場一丁目31番8号
株式会社南海MJE	株	徳島県三好市池田町マチ2467-4
株式会社VERSION2	株	北海道札幌市中央区南2条西九丁目1番2号

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(名)
学習部門	132(29)
情報基盤部門	
進路部門	78(11)
合計	210(40)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 当社の学習部門と情報基盤部門は、商流及び顧客が同一であることから、同一の従業員が複数の事業に従事しております。

②当社の従業員の状況

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
62(16)	37.1	5.4

- (注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。

(10) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はございません。

## 2 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

### (1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 28,800,000株
- ② 発行済株式の総数 7,869,000株（自己株式 351,290株を含む）
- ③ 株主数 5,286名
- ④ 大株主（上位10名）

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
川居 睦	2,034,300	27.06
アルプスシステムインテグレーション株式会社	720,000	9.57
株式会社旺文社	720,000	9.57
株式会社旺文社キャピタルマネジメント	180,000	2.39
キャノンITソリューションズ株式会社	174,000	2.31
株式会社ダイヤ書房	122,000	1.62
大賀 昭雄	100,000	1.33
森 達也	100,000	1.33
株式会社センター・オブ・エクセレンス・グループ	86,000	1.14
株式会社第一総合会計	72,000	0.95
計	4,308,300	57.30

(注) 持株比率は、自己株式（351,290株）を控除して計算しております。

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数(株)	交付対象者数(名)
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	9,200	4
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

### (3) その他株式に関する重要な事項

特に記載すべき事項はございません。

### 3 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度の末日における新株予約権の状況及び取締役の保有状況

名称	区分	新株予約権の目的となる株式の種類および数	1個当たり発行価額 1個当たり行使価額	行使期限	個数	保有者数
第5回新株予約権 2019年6月26日 取締役会決議	取締役 (社外取締役を除く)	普通株式 15,000株 (新株予約権1個につき200株)	1,100円 82,800円	2022年7月1日 ～ 2029年7月11日	75個	3名
第7回新株予約権 2021年6月25日 取締役会決議	取締役 (社外取締役を除く)	普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき100株)	100円 118,100円	2021年7月14日 ～ 2031年6月30日	300個	4名

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

特に記載すべき事項はございません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

特に記載すべき事項はございません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	かわ い むつみ 川 居 睦	グループ戦略統括管掌 沖縄チエル株式会社 代表取締役
代表取締役社長	あわ た あきら 栗 田 輝	開発管掌及び管理部門管掌
取締役	まえ だ よし かず 前 田 喜 和	営業管掌
取締役	わか まつ ひろ お 若 松 洋 雄	グループ財務統括管掌
取締役（監査等委員）	か とう ひで お 加 藤 秀 雄	
取締役（監査等委員）	ごう あき お 呉 明 植	伊藤・呉法律事務所 パートナー弁護士
取締役（監査等委員）	ほん だ しん ご 本 田 真 吾	赤羽根・伊関・本田法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役加藤秀雄氏、呉明植氏、本田真吾氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 当社は、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は、上記の兼職先との重要な取引はありません。
4. 当社は、加藤秀雄氏、呉明植氏及び本田真吾氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が当社に損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）がその責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、優秀な人材の確保、職務の執行における萎縮の防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の概要等は以下の通りです。
- ① 被保険者の範囲  
当社および当社のすべての子会社のすべての取締役（監査等委員を含む）および監査役で、既に退任されたものも含まれます。
  - ② 保険契約の内容の概要
    - (イ)被保険者の実質的な保険等負担割合  
保険料は会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
    - (ロ)填補の対象となる保険事故の概要  
被保険者が負担することになる責任追及の訴えに係る争訟費用、法律上の損害賠償金を支払うことによる損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令もしくは取締役法規に違反する行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

## (2) 取締役の報酬等の額

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、以下の通り、2022年6月29日開催の定時株主総会の決議に基づき、定めております。

基本方針は次のように定めております。

- ・当社の取締役の報酬は、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（以上、金銭報酬）および株式報酬（取締役（監査等委員を除く）に対して譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権をいう。以下同じ。）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）は次のように定めております。

- ・当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、業績連動報酬と合計して株主総会で決議された支払限度額を上限として、在任期間における功績や企業業績を総合的に勘案して決定するものとする。

### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2019年6月27日の株主総会決議により、取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬限度額は年額200百万円以内、取締役（監査等委員）は年額30百万円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名、取締役（監査等委員）の員数は3名です。

また、上記の報酬限度額とは別枠として、2022年6月29日開催の定時株主総会決議により、取締役（監査等委員を除く）の株式報酬の限度額は年額30百万円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名です。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役会長である川居睦がその具体的内容について委任をうけ、役位毎の役割・責任に応じた基準テーブルに基づき算出し、決定するものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬、業績連動報酬および株式報酬の額としております。なお、取締役会が代表取締役会長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役会長が最も適していると判断したためであります。また、取締役の個人別の報酬等の内容は、株主総会で決議された支払限度額に収まっており、在任期間における功績

や企業業績を総合的に勘案しながら役位毎の役割・責任に応じた基準テーブルに基づき算出・決定されていることから、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであり、当該権限が適切に行使されているものと取締役会は判断しております。なお、報酬決定については、事前に社外取締役である監査等委員に各報酬額が適正であるか諮ることで、透明性及び客観性を高めるよう努めています。

④ 取締役（監査等委員であるものを含む）の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	95,011 (-)	84,771 (-)	2,117 (-)	8,123 (-)	4 (0)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	12,600 (12,600)	12,600 (12,600)	- (-)	- (-)	3 (3)

(注) 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、連結経常利益の予算達成水準を主な指標とし、連結当期純利益、連結営業利益の予算達成率・前期比増減及びその内容等も含め考慮して算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。非金銭報酬等は支給していません。  
なお、当事業年度の業績連動報酬等を定めた際に主な指標とした2022年3月期の連結経常利益の予算達成水準は下記ようになります。

	2022年3月期		
	予算(千円)	実績(千円)	達成率(%)
連結経常利益	520,000	647,585	124.54

当事業年度に支給した株式報酬の内容は、以下のとおりです。

対象者	当社の取締役(※) 4名 ※監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。
株式報酬総額	8,123,600円
各取締役に対する株式報酬額	当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上決定
割り当てる株式の種類および割当の方法	普通株式を自己株式の処分により割当
割り当てる株式の総数	9,200株
払込金額	各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に有利とならない金額で当社取締役会が決定。
譲渡制限期間	2022年7月27日から割当対象者が当社の取締役を退任する日までの期間



<p>譲渡制限の解除 条件</p>	<p>割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、2022年7月から割当対象者が当社の取締役を退任した日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除。</p>
<p>当社による無償取得</p>	<p>割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任の時点をもって、無償で取得する。</p>

当該報酬制度および譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項については、当社取締役会にて定めます。

### (3) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
<p>取締役 (監査等委員)</p>	<p>加藤 秀雄</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回全て及び監査等委員会12回のうち12回全てに出席しました。人材教育・採用の面について有している経験と専門知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を積極的に行っております。</p>
<p>取締役 (監査等委員)</p>	<p>呉 明植</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回全て及び監査等委員会12回のうち12回全てに出席しました。弁護士資格を有しており、法務・コンプライアンス面について有している経験と専門知識に基づき、適宜質問、意見表明等を行うことで、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。監査等委員会では当社グループのガバナンス体制等について適宜必要な発言を行っております。</p>
<p>取締役 (監査等委員)</p>	<p>本田 真吾</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回全て及び監査等委員会12回のうち12回全てに出席しました。弁護士資格を有しており、法務・コンプライアンス面について有している経験と専門知識に基づき、適宜質問、意見表明等を行うことで、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。監査等委員会では当社グループのガバナンス体制等について適宜必要な発言を行っております。</p>

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,016千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額の合計額	29,016千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、監査計画における監査内容・監査日数・配員体制、報酬見積りの計算根拠、会計監査人の職務遂行状況などを勘案し、検討した結果、当事業年度の会計監査人の報酬等の額について同意をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、法令に定める事由または会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合に、必要に応じて解任または不再任に関する決定を行う方針です。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定め、以下のような体制のもと運用しております。

- a 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 「コンプライアンス規程」等の諸規程を整備し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が法令、定款、社内諸規程等に則った職務執行を行うことを推進する。
  - (b) 取締役会は、会社法をはじめとする諸法令に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすように、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を監督し業務執行の決定を行う。
  - (c) 監査等委員は、法令に定める権限を行使し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を監査する。
  - (d) 社長直属の内部監査担当者を置き、「内部監査規程」に従い各部門の業務執行及びコンプライアンス等の状況等につき定期的に監査を実施し、結果を代表取締役に報告する。
- b 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (a) 「文書管理規程」を定め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報を含む重要文書は、当該規程の定めるところにより保存・管理する。
  - (b) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員がこれらの重要文書の閲覧を要請した場合は、速やかに閲覧可能なように管理する。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) 取締役会は、コンプライアンス、個人情報等様々なリスクに対処するため諸規程を整備し、周知徹底を図るとともに必要に応じて定期的に見直す。
  - (b) 内部監査担当は、組織横断的に実施される内部監査により認識された重要なリスクを代表取締役に報告する。
  - (c) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役会に対して業務執行に係る重要な報告を定期的に行い、取締役会では重要な問題点の把握及び対応策の立案に努める。
- d 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 取締役会は、経営計画及び予算を策定し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び各部門は、その達成に向けて職務を執行し、取締役会はその実績を管理する。
  - (b) 「組織・職務権限規程」、「職務分掌規程」により、必要な範囲で権限を委譲し、責任の明確化を図ることで迅速性及び効率性を確保する。

- (c) 取締役会は月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定に努める。
- e 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
  - (a) 監査等委員は、管理部門の使用人（従業員）に対して監査業務に必要な指示をすることができる。
  - (b) 指示を受けた従業員は、その指示について取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとする。
- f 監査等委員の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (a) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
  - (b) 監査等委員の職務を補助すべき使用人は、必要に応じて弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができる。
- g 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
  - (a) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、あるいは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員による違法または不正行為を発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員に報告するものとする。
  - (b) 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要な会議に出席し、必要に応じ重要文書を開覧し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員に対してその説明を求めることができる。
  - (c) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、監査等委員の求めに応じて速やかに業務執行の状況を報告するものとする。
  - (d) 監査等委員へ当該報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し不利な取り扱いを行うことを禁止する。また、当該行為が禁止事項であることを、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し周知徹底する。
- h 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (a) 監査等委員がその職務の執行にあたり生じた費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
  - (b) 監査等委員は、代表取締役及び内部監査担当者と定期的に意見交換を行うものとする。
  - (c) 監査等委員は、定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査の有効性及び効率性を高める。

- (d) 監査等委員が必要と認めるときは、弁護士や公認会計士等の専門家の意見を聴取できるようにする。
- i 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
  - (a) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
  - (b) 取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
  - (c) 管理部門を反社会的勢力対応部署と位置づけ、情報の一元管理・蓄積を図るとともに、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会との連携、情報収集を図れる体制を整備する。
- j 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (a) 関係会社の管理については、「関係会社管理規程」に基づきグループ戦略統括管掌が総括し、緊密な連携のもとに関係会社に助言・指導を行う。
  - (b) 関係会社には必要に応じて取締役又は監査役として、当社の取締役又は使用人を派遣し、業務執行の適正性を監督するとともに、重要事項に関しては当社へ事前の仰裁又は報告が行われる体制を構築する。また、内部監査担当が、子会社における内部監査を実施し、業務の適正を確保する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行について  
当事業年度において、取締役会を17回開催しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督いたしました。
- ② 監査等委員の職務の執行について  
当事業年度において、監査等委員会を12回開催しており、経営の妥当性、効率性、コンプライアンスに関して幅広く審議検討し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、監査等委員は重要な会議に出席するほか、稟議など重要書類の閲覧を行っており、業務執行の状況を把握することで監査の実効性の向上を図っております。  
上記のほか、監査等委員の職務を補助すべき使用人の設置、監査等委員への報告義務及び報告者の不利な取扱いの禁止等を規定し、周知することで監査体制強化に努めております。
- ③ コンプライアンス体制について  
内部通報窓口を設置しております。当事業年度において、内部通報の実績はありませんでした。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、企業体質の強化及び継続的な商品開発に備えた内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。今後も中期経営計画に掲げた目標を目指し、企業価値を高めてまいる所存であります。

当事業年度の期末配当につきましては、1株あたり5.0円といたします。

# 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	(5,328,860)	流 動 負 債	(3,795,338)
現金及び預金	4,106,035	買掛金	175,035
売掛金	676,275	短期借入金	27,626
商 品	124,800	未払法人税等	87,750
貯 蔵 品	11,498	契 約 負 債	3,186,951
前 渡 金	363,293	賞 与 引 当 金	106,780
そ の 他	47,876	役 員 賞 与 引 当 金	7,344
貸 倒 引 当 金	△918	そ の 他	203,849
固 定 資 産	(1,372,989)	固 定 負 債	(380,947)
有 形 固 定 資 産	(52,759)	長 期 借 入 金	79,374
建 物	28,867	退職給付に係る負債	4,879
機 械 及 び 装 置	0	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	50,000
工 具、器 具 及 び 備 品	23,892	長 期 未 払 金	246,693
無 形 固 定 資 産	(423,590)		
ソ フ ト ウ エ ア	147,005	負 債 合 計	4,176,285
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	58,029		
の れ ん	213,556	純 資 産 の 部	
そ の 他	5,000	株 主 資 本	(2,508,680)
投 資 そ の 他 の 資 産	(896,638)	資 本 金	336,359
投 資 有 価 証 券	280,815	資 本 剩 余 金	122,306
関 係 会 社 株 式	180,692	利 益 剩 余 金	2,445,063
繰 延 税 金 資 産	137,217	自 己 株 式	△395,049
そ の 他	297,913	新 株 予 約 権	(14,124)
		非 支 配 株 主 持 分	(2,759)
		純 資 産 合 計	2,525,563
資 産 合 計	6,701,849	負 債 純 資 産 合 計	6,701,849

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 2022年4月1日)  
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,866,973
売 上 原 価		1,407,655
売 上 総 利 益		2,459,318
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,840,589
営 業 利 益		618,729
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,563	
受 取 配 当 金	1,503	
助 成 金 収 入	2,344	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	4,566	
そ の 他	892	10,870
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	40	
出 資 金 運 用 損	2,082	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	3,890	
自 己 株 式 取 得 費 用	63	
為 替 差 損	2,476	
そ の 他	57	8,608
経 常 利 益		620,990
特 別 利 益		
保 険 解 約 返 戻 金	8,607	8,607
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		629,597
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	157,841	
法 人 税 等 調 整 額	48,486	206,328
当 期 純 利 益		423,269
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		423,269

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日  
至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	336,359	125,673	2,044,342	△398,328	2,108,047
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△22,548	—	△22,548
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	423,269	—	423,269
自己株式の取得	—	—	—	△13,152	△13,152
自己株式の処分	—	△3,366	—	16,431	13,065
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	△3,366	400,720	3,278	400,633
当 期 末 残 高	336,359	122,306	2,445,063	△395,049	2,508,680

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	34,046	—	2,142,093
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	—	—	△22,548
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	423,269
自己株式の取得	—	—	△13,152
自己株式の処分	—	—	13,065
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△19,921	2,759	△17,162
当 期 変 動 額 合 計	△19,921	2,759	383,470
当 期 末 残 高	14,124	2,759	2,525,563

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

沖縄チエル株式会社、株式会社コラボレーションシステム、  
株式会社昭栄広報、株式会社東京音楽鑑賞協会、株式会社南海MJE  
株式会社VERSION2

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 4社

持分法を適用した関連会社の名称

株式会社エディト、セーバー株式会社、株式会社ダイヤ書房、  
ワンビ株式会社

#### (3) 連結の範囲の変更に関する注記

株式会社東京音楽鑑賞協会は、2022年8月31日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

株式会社南海MJEは、2023年3月31日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

#### (4) 連結子会社の事業年度に関する事項

次に記載の連結子会社以外の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

株式会社東京音楽鑑賞協会 2月28日

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

ア. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

イ. その他有価証券

・ 市場価格のない株式等 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
以外のもの

・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

・ 商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

・ 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～15年
機械及び装置	9年
工具、器具及び備品	3年～15年

・ 無形固定資産 市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却額と残存見込販売有効期間（3年以内）に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上する方法、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。なお、その他の無形固定資産については定額法によっております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

- ・貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ・賞与引当金  
従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
- ・役員賞与引当金  
役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
- ・役員退職慰労引当金  
当社の一部の連結子会社では、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

### ④ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### ⑤ 収益及び費用の計上基準

学習部門及び情報基盤部門における主な財又はサービスは、インストール用ソフトウェア及びハードウェアの販売、システム構築、当社運用サービスへのアクセス権、保守・運用であります。インストール用ソフトウェア及びハードウェアの販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であることから、出荷時点で収益を認識しております。システム構築は、顧客が構築作業の検収をした時点で履行義務が充足されることから、検収時点で収益を認識しております。当社運用サービスへのアクセス権、保守・運用は、契約期間にわたりサービスを顧客に提供する義務を負うことから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。進路部門における主な財又はサービスは、進学相談会、紙媒体・WEB媒体の広告枠であります。進学相談会については実施日、紙媒体の広告枠については広告枠の提供日に収益を認識しております。WEB媒体の広告枠については顧客との契約期間にわたり収益を認識しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる事項

- ・退職給付に係る  
会計処理の方法

当社は、従業員の退職給付に充てるため、複数事業主制度の企業年金基金制度を採用しております。複数事業主制度では、自社の拠出に対応する年金資産の金額を合理的に算定できないことから、確定拠出制度と同様の会計処理を実施しております。

また、当社の一部の連結子会社では、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- ・のれんの償却方法  
及び償却期間

のれんは、10年間で均等償却しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

ソフトウェア（市場販売目的のソフトウェア）

- ・当連結会計年度計上額

ソフトウェア 147,005千円

ソフトウェア仮勘定 58,029千円

- ・当社は、市場販売目的のソフトウェアについて製品マスターの改良・強化に要した費用を適正な原価計算によって算出し、制作仕掛品についてはソフトウェア仮勘定として、完成品についてはソフトウェアとして、いずれも資産計上しております。市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却額と残存見込販売有効期間（3年以内）に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を減価償却費として計上しておりますが、製品販売戦略の見直し等により当初予定していた収益が見込めなくなった製品が発生した場合には、翌連結会計年度の業績に重要な影響を与える可能性があります。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 128,261千円

### 5. 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 3,866,973千円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度期末
普通株式(株)	7,869,000	—	—	7,869,000

### (2) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株 当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
2022年 5月23日 取締役会	普通 株式	繰越 利益 剰余金	22,548	3.0	2022年 3月31日	2022年 6月30日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株 当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2023年 5月23日 取締役会	普通 株式	繰越 利益 剰余金	37,588	5.0	2023年 3月31日	2023年 6月30日

### (3) 新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数

第3回新株予約権	普通株式	4,800株
第4回新株予約権	普通株式	3,000株
第5回新株予約権	普通株式	36,800株
第7回新株予約権	普通株式	30,000株
合計		74,600株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資及び短期的な運転資金は原則として自己資金で賄っており、必要に応じ金融機関からの借入による調達を行う方針であります。一時的な余資につきましては、安全性の高い金融資産で運用しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券は、短期運用の投資信託、公社債であり、安全性は高いものの、市場価格の変動リスクに晒されております。出資金は投資先企業の事業リスクや財務リスク等の内的なリスクに晒されております。敷金及び差入保証金は、主に事務所の賃貸借契約に伴うものであり、賃貸主の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金（短期）及び設備投資（長期）に係る資金調達を目的としたものであります。これらは、流動性リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、クレジット会社以外の顧客への売上債権が発生した場合には、顧客ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な顧客の信用状況を把握する体制をとっております。敷金及び差入保証金は、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

市場リスクの管理

有価証券、投資有価証券及び出資金については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、営業債務等について、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。



⑤信用リスクの集中

該当事項はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当連結会計年度(2023年3月31日)

	連結貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	130,124	130,045	△79
其他有価証券	13,794	13,288	△505
敷金	66,907	64,359	△2,547
差入保証金	17,346	16,685	△660
資産計	228,172	224,379	△3,793
長期借入金	107,000	104,663	△2,336
負債計	107,000	104,663	△2,336

※ 現金については現金であること、並びに預金、売掛金及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

※ 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は42,117千円であります。

※ 敷金及び差入保証金は連結貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含まれております。

※ 長期借入金は1年以内返済予定額を含めております。

※ 投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

(注1) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	317,588

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,106,035	—	—	—
売掛金	676,275	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 公社債	—	50,085	99,966	—
合計	4,782,310	50,085	99,966	—

敷金及び差入保証金については償還予定が明確に確定できないため、上表に含めておりません。

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年内 (千円)	2年超 3年内 (千円)	3年超 4年内 (千円)	4年超 5年内 (千円)
長期借入金	27,626	22,812	22,812	22,812	10,938
合計	27,626	22,812	22,812	22,812	10,938

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、これらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
公社債	—	130,045	—	130,045
其他有価証券				
投資信託	—	13,288	—	13,288
敷金	—	64,359	—	64,359
差入保証金	—	16,685	—	16,685
資産計	—	224,379	—	224,379
長期借入金	—	104,663	—	104,663
負債計	—	104,663	—	104,663

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

公社債及び投資信託は、取引金融機関等から入手する価格によっており、レベル2に分類しております。

敷金及び差入保証金

敷金及び差入保証金は、主に事務所賃借ビルの敷金であり、過去の実績から見積もった平均賃借期間をもとに将来キャッシュ・フローを国債の利回りによって割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、固定金利によるものは、元金金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	学習部門	進路部門	情報基盤部門	
一時点で移転される財・サービス	696,885	974,779	648,049	2,319,715
一定の期間にわたり移転される財・サービス	969,232	151,371	426,653	1,547,258
顧客との契約から生じる収益	1,666,118	1,126,151	1,074,703	3,866,973
外部顧客への売上高	1,666,118	1,126,151	1,074,703	3,866,973

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (5) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」を参照ください。

### (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	446,240	676,275
契約負債	3,476,265	3,186,951

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	1,067,785
1年超2年以内	866,615
2年超3年以内	705,929
3年超	256,897
合計	2,897,228

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 335.16円

(2) 1株当たり当期純利益 56.54円

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

チエル株式会社  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩 崎 剛 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 南 波 洋 行 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、チエル株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チエル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	(3,462,763)	流 動 負 債	(3,295,356)
現金及び預金	2,589,851	買 掛 金	105,128
売 掛 金	330,151	未 払 金	68,420
商 品	115,619	未 払 費 用	14,499
前 渡 金	400,644	未 払 法 人 税 等	79,026
前 払 費 用	20,223	契 約 負 債	2,968,629
そ の 他	6,272	預 り 金	6,549
固 定 資 産	(1,796,250)	賞 与 引 当 金	39,681
有 形 固 定 資 産	(25,357)	そ の 他	13,422
建 物	12,563	固 定 負 債	(57,136)
機 械 及 び 装 置	0	長 期 未 払 金	57,136
工 具、器 具 及 び 備 品	12,793	負 債 合 計	3,352,492
無 形 固 定 資 産	(203,536)	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	143,193	株 主 資 本	(1,892,396)
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	55,343	資 本 金	(336,359)
そ の 他	5,000	資 本 剰 余 金	(122,306)
投 資 そ の 他 の 資 産	(1,567,356)	資 本 準 備 金	36,359
投 資 有 価 証 券	280,815	そ の 他 資 本 剰 余 金	85,947
関 係 会 社 株 式	1,024,558	利 益 剰 余 金	(1,808,779)
出 資 金	42,057	利 益 準 備 金	(5,752)
繰 延 税 金 資 産	29,829	そ の 他 利 益 剰 余 金	(1,803,027)
そ の 他	190,095	繰 越 利 益 剰 余 金	1,803,027
		自 己 株 式	(△375,049)
		新 株 予 約 権	(14,124)
		純 資 産 合 計	1,906,521
資 産 合 計	5,259,013	負 債 純 資 産 合 計	5,259,013

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 損 益 計 算 書

(自 2022年 4月 1日)  
(至 2023年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,235,137
売 上 原 価		1,054,465
売 上 総 利 益		1,180,672
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		724,012
営 業 利 益		456,659
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,289	
有 価 証 券 利 息	328	
受 取 配 当 金	1,503	
助 成 金 収 入	2,344	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	4,552	
そ の 他	103	11,120
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,390	
出 資 金 運 用 損	2,082	
為 替 差 損	2,476	
自 己 株 式 取 得 費 用	63	7,011
経 常 利 益		460,768
税 引 前 当 期 純 利 益		460,768
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	130,407	
法 人 税 等 調 整 額	12,069	142,476
当 期 純 利 益		318,292

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日)  
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	336,359	36,359	89,314	125,673	3,497	1,509,537	1,513,035
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△22,548	△22,548
当期純利益	—	—	—	—	—	318,292	318,292
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立	—	—	—	—	2,254	△2,254	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△3,366	△3,366	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△3,366	△3,366	2,254	293,489	295,744
当期末残高	336,359	36,359	85,947	122,306	5,752	1,803,027	1,808,779

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計		
当期首残高	△378,328	1,596,740	34,046	1,630,786
当期変動額				
剰余金の配当	—	△22,548	—	△22,548
当期純利益	—	318,292	—	318,292
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立	—	—	—	—
自己株式の取得	△13,152	△13,152	—	△13,152
自己株式の処分	16,431	13,065	—	13,065
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	△19,921	△19,921
当期変動額合計	3,278	295,656	△19,921	275,734
当期末残高	△375,049	1,892,396	14,124	1,906,521

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

②子会社株式及び  
関連会社株式 移動平均法による原価法

③その他有価証券  
・市場価格のない  
株式等以外のもの 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### 2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

機械及び装置 9年

工具、器具及び備品 3年～15年

②無形固定資産 市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却額と残存見込販売有効期間（3年以内）に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上する方法、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。なお、その他の無形固定資産については定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

学習部門及び情報基盤部門における主な財又はサービスは、インストール用ソフトウェア及びハードウェアの販売、システム構築、当社運用サービスへのアクセス権、保守・運用であります。インストール用ソフトウェア及びハードウェアの販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であることから、出荷時点で収益を認識しております。システム構築は、顧客が構築作業の検収をした時点で履行義務が充足されることから、検収時点で収益を認識しております。当社運用サービスへのアクセス権、保守・運用は、契約期間にわたりサービスを顧客に提供する義務を負うことから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る  
会計処理の方法

当社は、従業員の退職給付に充てるため、複数事業主制度の企業年金基金制度を採用しております。複数事業主制度では、自社の拠出に対応する年金資産の金額を合理的に算定できないことから、確定拠出制度と同様の会計処理を実施しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

ソフトウェア(市場販売目的のソフトウェア)

### ・当事業年度計上額

ソフトウェア 143,193千円

ソフトウェア仮勘定 55,343千円

- ・当社は、市場販売目的のソフトウェアについて製品マスターの改良・強化に要した費用を適正な原価計算によって算出し、制作仕掛品についてはソフトウェア仮勘定として、完成品についてはソフトウェアとして、いずれも資産計上しております。市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却額と残存見込販売有効期間(3年以内)に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を減価償却費として計上しておりますが、製品販売戦略の見直し等により当初予定していた収益が見込めなくなった製品が発生した場合には、翌事業年度の業績に重要な影響を与える可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

### (1) 減価償却累計額の直接控除

有形固定資産の減価償却累計額 79,356千円

### (2) 関係会社に対する金銭債権または債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権または金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権 55,937千円

短期金銭債務 72,647千円

## 5. 損益計算書に関する注記

(1) 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 2,235,137千円

(2) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引額の総額

営業取引（収入分）	61,162千円
営業取引（支出分）	232,934千円
営業取引以外の取引（収入分）	1,068千円
営業取引以外の取引（支出分）	2,383千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度 期末
普通株式(株)	352,915	13,775	15,400	351,290

(変動事由の概要)

2022年3月10日開催の取締役会決議による自己株式の取得	13,700株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少	9,200株
ストックオプションの行使による減少	6,200株
単元未満株式の買取による増加	75株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳（単位：千円）

(繰延税金資産)

棚卸資産	3,064千円
未払事業税	4,466千円
賞与引当金	14,141千円
株式報酬費用	1,865千円
減価償却超過額	6,784千円
敷金	2,985千円
長期未払金	17,497千円
その他	2,171千円
小計	52,979千円
評価性引当金	23,150千円
合計	29,829千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	株式会社 VERSION2	所有 直接100%	資金の貸付	資金の貸付	回収 72,000	貸付金	—
				利息の受取	588	未取利息	—
子会社	株式会社 昭栄広報	所有 直接100%	資金の借入	資金の借入	返済 250,000	借入金	—
				利息の支払	2,383	未払利息	—

(注) 取引条件は独立第三者間取引と同様な一般的な取引条件で行っております。

### (2) 個人

該当する事項はありません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 251.73円

(2) 1株当たり当期純利益 42.38円

## 10. 収益認識に関する注記

・収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」を参照ください。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

チエル株式会社  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩 崎 剛 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 南 波 洋 行 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、チエル株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

## チエル株式会社 監査等委員会

監査等委員	加藤 秀雄	㊟
監査等委員	呉 明植	㊟
監査等委員	本田 真吾	㊟

(注) 監査等委員加藤秀雄、呉明植及び本田真吾は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案に関する参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	かわいむつみ 川居睦 (1962年11月20日)	1986年4月 タカギエレクトロニクス株式会社入社 1993年11月 アルプスシステムインテグレーション株式会社入社 1999年10月 株式会社旺文社デジタルインスティテュート株式会社（現当社）取締役 2005年6月 アルプスシステムインテグレーション株式会社取締役 2006年10月 当社代表取締役（現任） 2017年6月 沖縄チエル株式会社代表取締役（現任） 2021年4月 当社グループ戦略統括管掌（現任）  （重要な兼職の状況） 沖縄チエル株式会社 代表取締役	2,034,300株
2	あわたあきら 栗田輝 (1982年4月20日)	2008年4月 株式会社日本総合研究所入社 2018年4月 当社へ出向 社長室長 2019年4月 当社入社 2019年6月 当社取締役 2019年11月 当社製品開発部長 2021年4月 当社開発管掌及び当社管理部門管掌（現任） 2021年6月 当社代表取締役（現任）	5,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	まえだ よしかず 前田喜和 (1972年8月29日)	<p>1993年4月 株式会社アーテック入社 2003年4月 アルゴノート株式会社入社 2003年10月 アルプスシステムインテグレーション株式会社入社 2008年3月 アルプスシステムインテグレーション株式会社から当社へ転籍 2011年12月 当社製品開発部長 2016年6月 当社取締役（現任） 2017年4月 株式会社VERSION2取締役 2017年9月 株式会社コラボレーションシステム取締役 2018年4月 当社製品技術部長 2018年6月 株式会社VERSION2代表取締役 2018年6月 SHIELDEX株式会社 取締役 2019年11月 当社西日本営業部長 2021年4月 当社営業管掌（現任）</p>	52,000株
4	わかまつ ひろお 若松洋雄 (1976年6月29日)	<p>1999年4月 株式会社ヨックモック入社 2008年9月 当社入社 2017年4月 当社マネジメントサービス部長 2017年4月 株式会社VERSION2監査役 2017年6月 当社取締役（現任） 2017年9月 SHIELDEX株式会社 監査役 2019年6月 株式会社昭栄広報 監査役 2021年4月 当社グループ財務統括管掌（現任）</p>	31,700株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 川居睦氏は、ICT市場に長年携わり、様々な技術革新やパラダイムシフトを経ながら、当社の事業を創業期より発展させてまいりました。ICT市場における経営者としての優れた見識と深い経験が当社グループ全体の経営の監督および企業理念の役職員への浸透に不可欠であり、同氏が取締役として適任であると判断しており、引き続き選任をお願いするものであります。
3. 栗田輝氏は、株式会社日本総合研究所においてコンサルタントとして数々の企業の経営戦略立案及び実行支援に携わった後、2018年以降は、その豊富な知見によって、当社の中期経営計画の策定及び実行を主導するなど、当社の成長を牽引してまいりました。当社の企業価値を持続的に向上させるため、同氏が取締役として適任であると判断しており、引き続き選任をお願いするものであります。
4. 前田喜和氏は、主にICT技術に精通し、当社の開発責任者及び営業責任者を務めてまいりました。また、2017年以降は当社グループ子会社の取締役として陣頭指揮を執っております。その製販に関する豊富な経験と実績を有することを踏まえ、当社の企業価値を持続的に向上させるため、同氏が取締役として適任であると判断しており、引き続き選任をお願いするものであります。
5. 若松洋雄氏は、事業会社および当社において20年以上の経理・財務の専門知識と経験を持つとともに、上場経験や上場後のM&A等幅広く当社の経営の基盤整備を行っており、当社の企業価値を持続的に向上させるため、同氏が取締役として適任であると判断しており、引き続き選任をお願いするものであります。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者が当社取締役役に再任された場合には、各氏は当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。その契約の概要等は以下の通りです。なお、次回更新時には、同様の契約内容で更新を予定しております。

① 被保険者の範囲

当社および当社のすべての子会社のすべての取締役（監査等委員を含む）および監査役で、既に退任されたものも含まれます。

② 保険契約の内容の概要

(イ) 被保険者の実質的な保険等負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(ロ) 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者が負担することになる責任追及の訴えに係る争訟費用、法律上の損害賠償金を支払うことによる損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令もしくは取締役法規に違反する行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1 ※	かた おか しん すけ 片岡 伸介 (1975年7月27日)	2003年9月 税理士法人大和入社 2006年9月 太陽グラントソントン税理士法人入社 2020年2月 片岡伸介税理士事務所設立（現任） 2020年8月 当社内部監査担当（現任）	100株
2	ごう あき お 呉 明 植 (1974年7月4日)	2000年11月 司法試験合格 2000年11月 慶應義塾大学司法研究室 非常勤講師 2000年12月 伊藤塾司法試験科 講師（現任） 2011年8月 法学館法律事務所入所 2015年6月 当社取締役（現任） 2023年4月 伊藤・呉法律事務所入所（現任）	6,400株
3	ほん だ しん ご 本 田 真 吾 (1979年6月14日)	2006年11月 司法試験合格 2007年4月 最高裁判所司法研究所入所 2008年9月 弁護士登録 2015年6月 当社監査役 2017年2月 赤羽根・伊関・本田法律事務所入所（現任） 2019年6月 当社取締役（現任） 2023年3月 早稲田大学大学院 法学研究科先端法学専攻 知的財産法 LL.M. 先端法学修士号取得	6,400株

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. ※は新任候補者であります。  
 3. 呉明植氏及び本田真吾氏は、社外取締役候補者であります。また、2氏は東京証券取引所の定めに基づく独立性基準を満たしております。  
 4. 片岡伸介氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、各税理士法人にて長年にわたり税理士として業を行うとともに、当社においても2006年から税務業務に関わり、当社を熟知しております。2020年8月からは当社の内部監査担当として、監査等委員である取締役とともに経営の監視において、経営陣から独立して監査業務を行い、その観点で当社の監査等委員として適任であると判断しており、選任をお願いするものであります。

5. 吳明植氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての長年の経験と専門知識を有しており、経営の監視において経営陣からの独立性を十分に確保でき、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しており、選任をお願いするものであります。なお、同氏はこれまで社外取締役として職責を適切に果たしており、その在任期間は、本総会終結の時をもって8年（このうち監査等委員である社外取締役として4年）となります。
6. 本田真吾氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての長年の経験と専門知識を有しており、経営の監視において経営陣からの独立性を十分に確保でき、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しており、選任をお願いするものであります。なお、同氏はこれまで社外監査役及び社外取締役として職責を適切に果たしております。その在任期間は、社外監査役としての4年及び監査等委員である社外取締役としての4年を合わせまして、本総会終結の時をもって通算年数8年となります。
7. 当社は、吳明植氏及び本田真吾氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が選任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、片岡伸介氏が選任された場合、当社は同氏との間で上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
  - ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が当社に損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）がその責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者が当社取締役に再任又は選任された場合には、各氏は当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。その契約の概要等は以下の通りです。なお、次回更新時には、同様の契約内容で更新を予定しております。
  - ① 被保険者の範囲  
当社および当社のすべての子会社のすべての取締役（監査等委員を含む）および監査役で、既に退任されたものも含まれます。
  - ② 保険契約の内容の概要
    - (イ) 被保険者の実質的な保険等負担割合  
保険料は会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
    - (ロ) 填補の対象となる保険事故の概要  
被保険者が負担することになる責任追及の訴えに係る争訟費用、法律上の損害賠償金を支払うことによる損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令もしくは取締役法規に違反する行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。



【ご参考】

取締役のスキル・マトリックス

	氏名	経営 全般	業界 知識	国際 経験	営業 販売	技術 開発	財務 会計	法務
取締役	川居 睦	○	○	○	○			
	栗田 輝	○	○	○		○		
	前田 喜和	○	○		○	○		
	若松 洋雄	○					○	○
監査等委員 である取締役	片岡 伸介						○	
	呉 明植							○
	本田 真吾							○

### 第3号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2019年6月27日開催の当社第22期定時株主総会において、年額30百万円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の監査等委員である取締役(以下、「対象取締役」という。)に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式(以下、「譲渡制限付株式」という。)を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額5百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.06%程度(10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は0.6%程度)と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告15頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、後述【ご参考】欄に記載の内容に変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の監査等委員である取締役は3名であり、第2号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

#### 記

#### 対象取締役に對する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

##### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社の監査等委員である取締役の協議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数5,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（ご参考）当社は2022年6月29日開催の当社第25期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

【ご参考】本議案が承認可決された場合には、当該方針を以下の記載内容に変更する予定です。

#### a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、以下の通り、2023年6月29日開催の定時株主総会の決議に基づき、定めております。

基本方針は次のように定めております。

- ・当社の取締役の報酬は、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（以上、金銭報酬）および株式報酬（取締役に対して譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権をいう。以下同じ。）により構成し、監査等委員については、その職務に鑑み、基本報酬および株式報酬を支払うこととする。

基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関

する方針を含む。)は次のように定めております。

- ・当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、業績連動報酬と合計して株主総会で決議された支払限度額を上限として、在任期間における功績や企業業績を総合的に勘案して決定するものとする。

b. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2019年6月27日の株主総会決議により、取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬限度額は年額200百万円以内、取締役（監査等委員）は年額30百万円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名、取締役（監査等委員）の員数は3名です。

また、上記の報酬限度額とは別枠として、2022年6月29日開催の定時株主総会決議により、取締役（監査等委員を除く）の株式報酬の限度額は年額30百万円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名です。2023年6月29日開催の定時株主総会決議により、取締役（監査等委員）の株式報酬の限度額は年額5百万円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

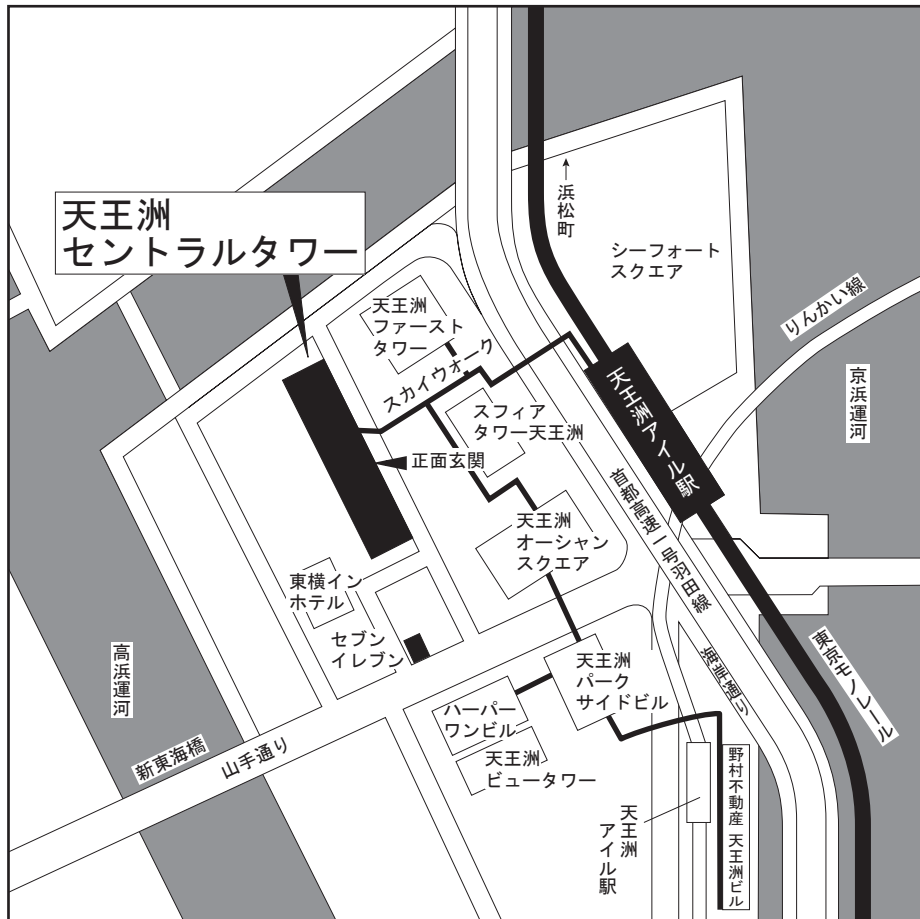
c. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役会長である川居睦がその具体的内容について委任をうけ、役位毎の役割・責任に応じた基準テーブルに基づき算出し、決定するものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬、業績連動報酬および株式報酬の額としております。なお、取締役会が代表取締役会長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役会長が最も適していると判断したためであります。また、取締役の個人別の報酬等の内容は、株主総会で決議された支払限度額に収まっており、在任期間における功績や企業業績を総合的に勘案しながら役位毎の役割・責任に応じた基準テーブルに基づき算出・決定されていることから、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであり、当該権限が適切に行使されているものと取締役会は判断しております。なお、報酬決定については、事前に監査等委員に各報酬額が適正であるか諮ることで、透明性及び客観性を高めるよう努めています。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都品川区東品川二丁目2番24号  
天王洲セントラルタワー27階 「ホール27」  
03-6712-9721



- 東京モノレール・天王洲アイル駅中央口よりスカイウォークを伝って徒歩3分
- りんかい線・天王洲アイル駅出口Bよりスカイウォークを伝って徒歩5分
- 都バスご利用の方はJR品川駅港南口（東口）より天王洲アイル循環・りんかい線天王洲アイル駅行にて天王洲アイル下車

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。